

4 山形県子ども・若者育成推進本部設置要綱

制 定 昭和50年4月1日

最終改正 令和 2年4月1日

(設置)

第1条 子ども・若者に関する施策を総合的かつ効果的、有機的に推進するため山形県子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・若者育成支援の基本方策の策定に関すること。
- (2) 子ども・若者育成支援施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・若者育成支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び委員を置く。

- 2 本部長には副知事を、副本部長には子育て若者応援部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、本部長の命を受け基本的な事項について協議する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て若者応援部次長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、若者活躍・男女共同参画課長がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、本部の所掌事項について本部員を補佐するものとし、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課（以下「若者活躍・男女共同参画課」という。）に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局長には若者活躍・男女共同参画課長を、事務局員には若者活躍・男女共同参画課の職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1

本部長	副知事
副本部長	子育て若者応援部長
委員	総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、村山総合支庁長、最上総合支庁長、置賜総合支庁長、庄内総合支庁長、教育長、警察本部長

別表第2

幹事長		子育て若者応援部次長
幹事	総務部	人事課長、学事文書課長
	みらい企画創造部	企画調整課長、ICT政策推進課長
	防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	子育て若者応援部	子育て支援課長、子ども家庭課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長、地域福祉推進課長、障がい福祉課長
	産業労働部	商工産業政策課長、雇用対策課長
	観光文化スポーツ部	文化振興・文化財課長、スポーツ振興・地域活性化推進課長
	農林水産部	農政企画課長、農業技術環境課長、森林ノミクス推進課長
	県土整備部	管理課長、県土利用政策課長
	総合支庁	子ども家庭支援課長
	教育庁	教育政策課長、生涯教育・学習振興課長、義務教育課長、高校教育課長、スポーツ保健課長
	警察本部	人身安全少年課長